

高齢者虐待の発生状況

伊賀市健康福祉部地域包括支援センター

■ 高齢者虐待の件数

		養護者		施設従事者等	
		通報	認定	通報	認定
全国	2年度	35,774	17,281	2,097	595
三重県	2年度	468	288	59	21
伊賀市	2年度	37	34	8 (4事業所)	5 (3事業所)
	3年度 速報値	60	48	5 (2事業所)	2 (2事業所)

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の認定内容（令和元年度から3年度まで）

類型	件数	主な内容
身体的虐待	2	暴力、不当な身体拘束
ネグレクト	4	職務上の義務不履行
心理的虐待	3	暴言
性的虐待	0	
経済的虐待	0	

■ 事業所のみなさんをお願いしたいこと

- ・虐待防止規定の再確認
虐待防止（検討）委員会の設置（令和6年3月末までに設置義務あり）
権利擁護推進員養成研修の受講（3日間）
- ・身体拘束廃止規定の再確認
未実施の場合は介護報酬10%減算→身体的虐待及びネグレクトの可能性あり
- ・事故報告の行政への提出の徹底
未提出の場合は管理者責任を問われる→ネグレクトの可能性あり
- ・苦情対応
不適切な苦情対応から虐待通報に至るケースあり
- ・ハラスメント対策
利用者からのハラスメント対策が不十分→職員にストレス
→虐待に至った事案あり

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する注意喚起

伊賀市健康福祉部地域包括支援センター

- 利用者の病状が悪化しているにもかかわらず適切な時期に受診させなかった場合、高齢者虐待に該当する可能性があります。

⇒事業所での日常的な健康管理、病状急変時の医療機関との連携がポイント。

伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）
（平成25年3月14日条例第7号）

（健康管理）

【地域密着型介護老人福祉施設の例】

第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

【小規模多機能型居宅介護の例】

※夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護について同様の規定あり

第99条 小規模多機能型居宅介護事業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

★留意事項

健康保持のための適切な措置

- ・ ケアマネジャーから医療情報をしっかり入手してください。
※ケアマネジャーも積極的に医療情報を提供すべきです。
- ・ 特に、医療機関の受診状況（複数の医療機関を受診していることあり）、受診結果、内服等の処方内容、次回受診予定日などは、最新の情報を確認してください。
- ・ 看護職員と介護職員の日常的な情報共有の状況について、管理者の責任で点検することを推奨します。

（病状の急変時等の）主治医又は協力医療機関への連絡その他の必要な措置

- ・ 事業所にも病状の急変時等は「必要な措置」を講じる義務があります。
※病状の急変時等は必要に応じて協力医療機関も措置を講じる義務があります。
- ・ 利用者の病状急変時等に備え、サービス担当者会議等で本人や家族と合意形成を図っておいてください。
※病状が徐々に悪化している場合、居宅ケアマネジャーだけでなく家族がいれば家族にも今後の対応について確認することでトラブル防止につながります。
- ・ 病状の急変時等の連絡体制を利用者ごと、時間帯別に確認することを推奨します。
※救急搬送時だけでなく、救急要請するほどでもない場合の通院時の連絡調整者や同行者についてトラブルが多いようです。